



世界のEHSと製品法規制・ 政策の最新トレンド

EHS and Product Regulatory
Trends

日本エンヘサ株式会社
田崎 裕美



アジェンダ

世界のEHSと製品法規制・政策の最新トレンド

1. EHS及び製品規制の進展
2. EHS及び製品規制トレンド

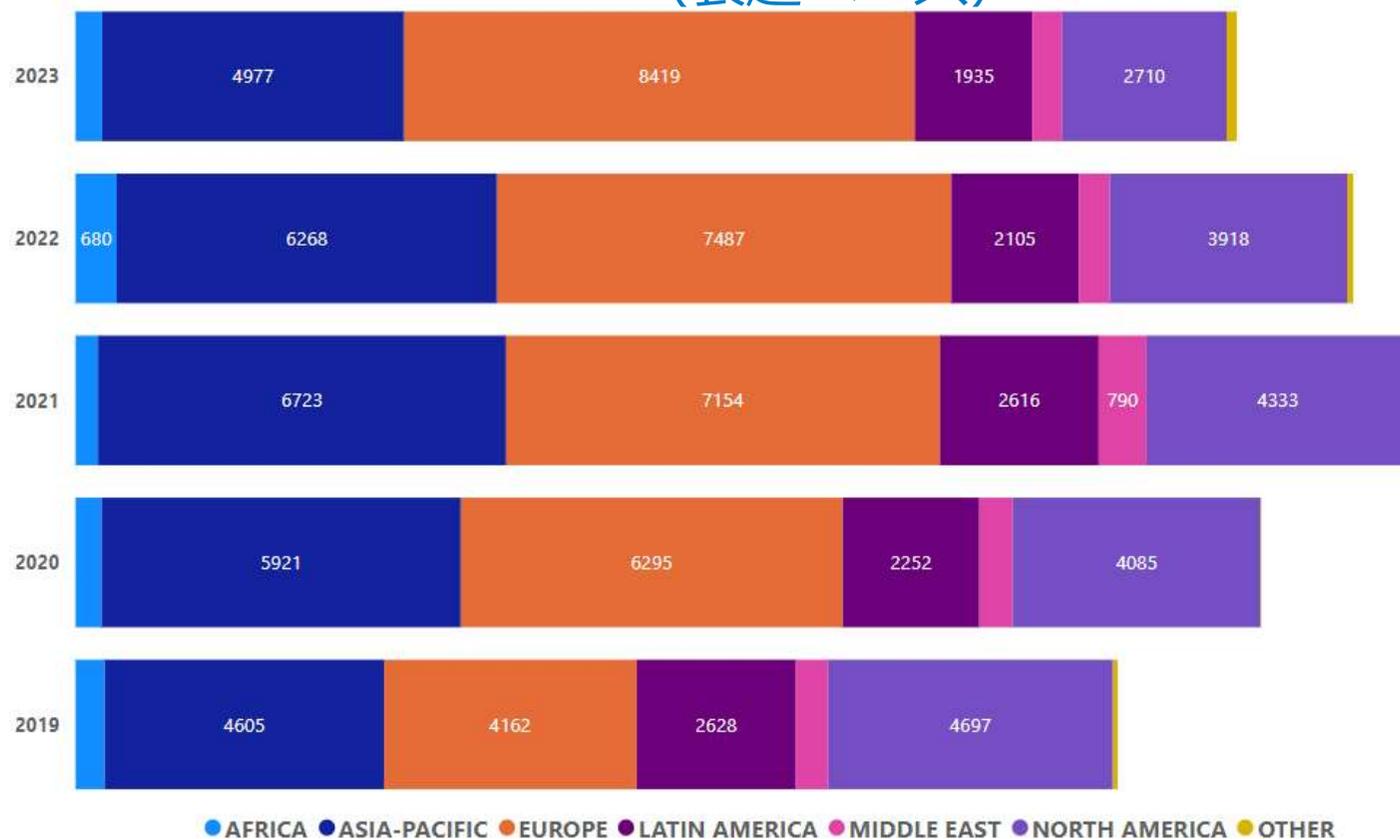


EHS及び製品 規制の進展

EHS規制の推移

-Enhesaデータベースより-

EHSインテリジェンス レギュラトリーフォーカスター数 (表題ベース)

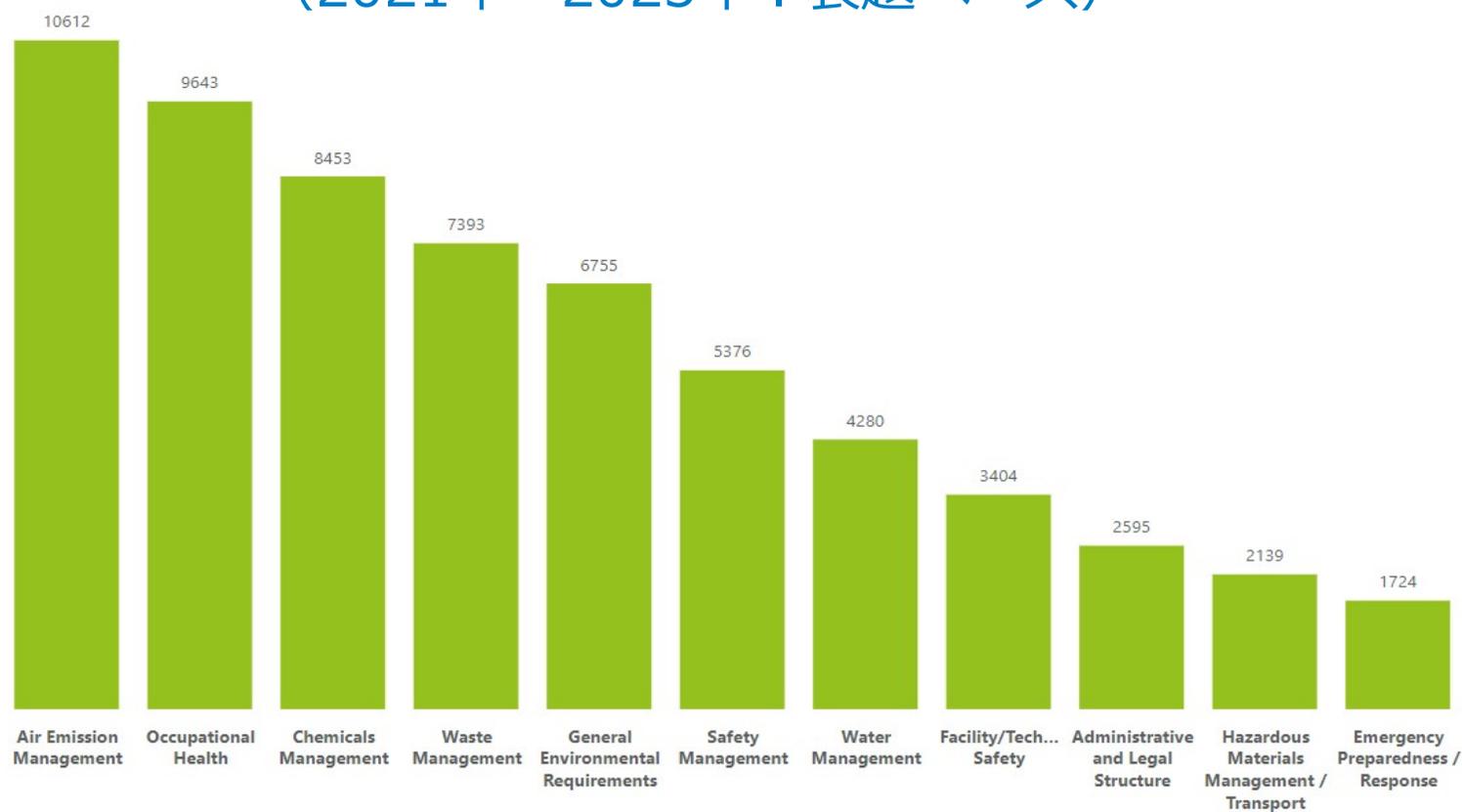


年間17000～
22,000の
レポートを発行

EHS規制の推移

-Enhesaデータベースより-

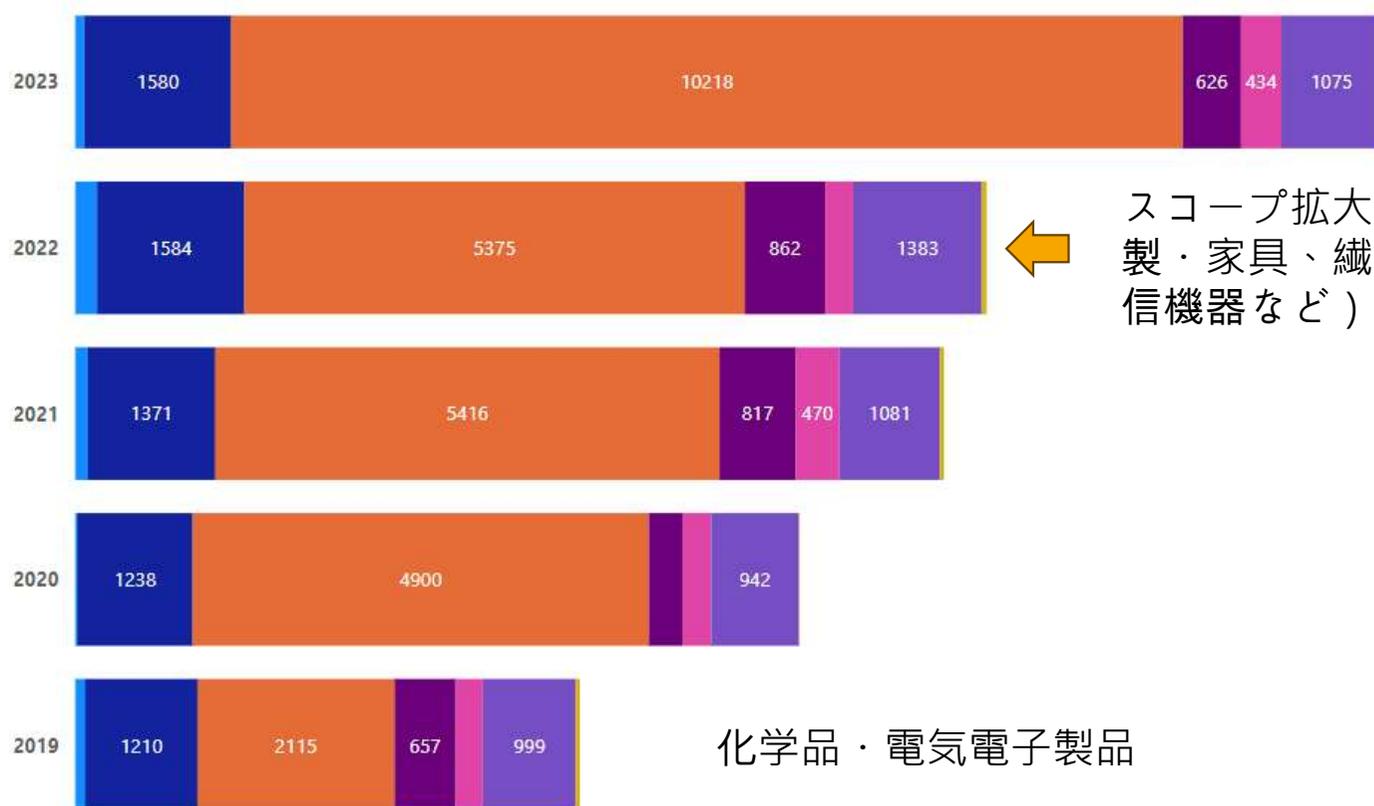
EHSインテリジェンス レギュラトリーフォーカスター数
(2021年~2023年：表題ベース)



製品規制の拡大

-Enhesaデータベースより-

プロダクトインテリジェンス レギュラトリーデータベース フォーカスター数 (表題ベース)



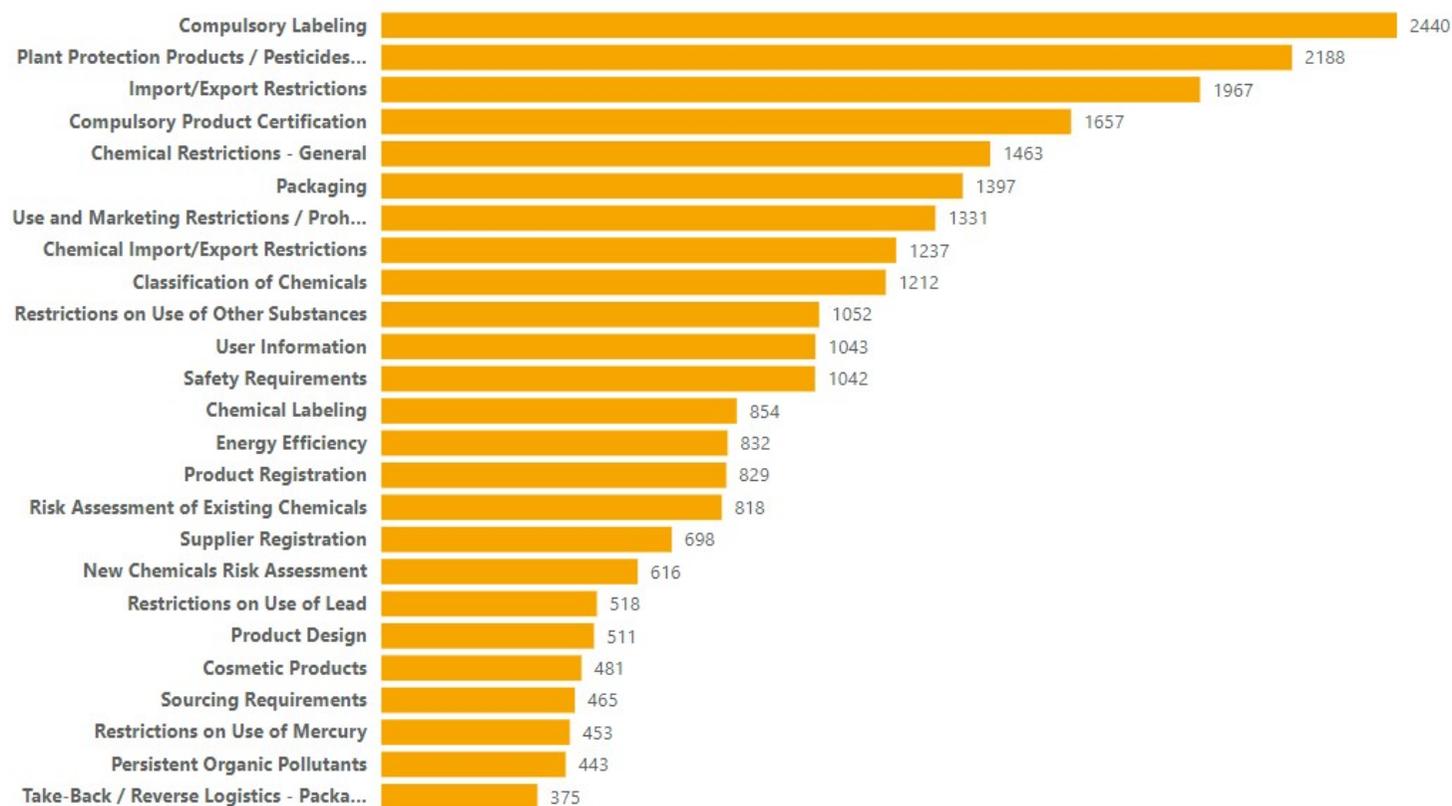
← スコープ拡大 (医療機器、木製・家具、繊維、産業機器、通信機器など)

化学品・電気電子製品

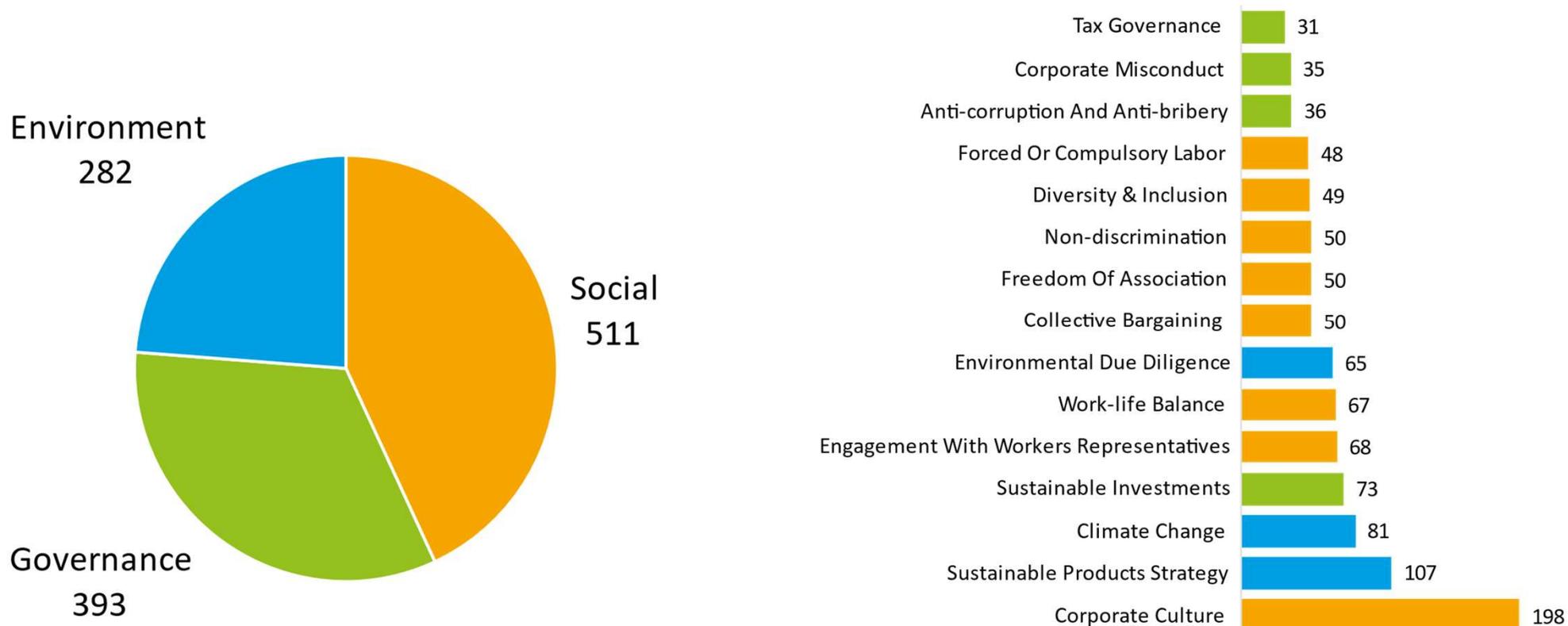
製品規制の拡大

-Enhesaデータベースより-

プロダクトインテリジェンス フォーキャスター数
(2021年~2023年：表題ベース：抜粋)



コーポレート・サステナビリティ規制・政策の拡大 2024年1~6月



グローバル企業における サステナビリティ 規制対応の課題





EHS & 製品規制 トレンド



EHS

気候変動－欧州 & 米国

	欧州	米国
主要プログラム	Fit for 55	国家気候タスクフォース
目標	<ul style="list-style-type: none"> 2030年までにGHG排出55%削減（1990年比） 2050年までに気候中立達成 	<ul style="list-style-type: none"> 2030年までに 温室効果ガス（GHG）50-52%削減（2005年比） 2050年までにネットゼロ排出経済の達成
手段	<ul style="list-style-type: none"> 加盟国の排出削減の分担に関する規則（ESR）の改正 EU排出量取引制度（EU ETS）の改正 炭素国境調整メカニズム（CBAM）設置規則 エネルギー効率化指令の改正 再生可能エネルギー指令の改正 乗用車・小型商用車のCO2排出基準の改正 代替燃料インフラ規則 など 	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス化学物質の削減（HFCなど） 交通、移動発生源対策（自動車、飛行機排出基準、再生可能燃料基準など） 温室効果ガス報告制度改正 気候汚染削減助成プログラム（州、地方、部族政府に資金提供：気候汚染の削減、環境正義の推進、クリーンエネルギーソリューション）など



気候変動トピックー欧州

建物のエネルギー性能に関する指令改正

1. ゼロエミッション建物基準

- 新築建物は2030年まで
- 既存建物は大規模改修により2050年まで（対象の場合）

2. 最低エネルギー性能基準

- 最もエネルギー性能の低い非住宅建物の16%を改修ー2030年まで
- 最もエネルギー性能の低い非住宅建物の26%を改修ー2033年まで

3. より厳しい再生可能エネルギールール

- 太陽エネルギー設備の設置義務
- 電気自動車の充電ポイントと自転車駐車スペースの設置
- 2040年までに化石燃料によるボイラーを段階的に廃止



気候変動トピッカー米国 連邦大気排出報告

米国証券取引委員会（SEC） — 投資家のための気候変動関係開示要件の改定と標準化

- 登録届出と年次報告書で気候変動情報の開示を求める新たな要件
- 気候関連リスクと財務情報に関するガバナンス情報を含む
- 発効は無期限延期

気候変動トピッカーオーストラリア 気候関連財務情報開示制度の提案



労働者の保護—欧州 & 米国



	欧州	米国
メンタルヘルス	<ul style="list-style-type: none"> 「つながらない権利」コンサルティング テレワーク従業員の健康と安全の保護 	<ul style="list-style-type: none"> 週労働時間短縮に関する法案
保護対象労働者	差別の禁止	妊婦、障がい者、若年者を優先
熱波対策	加盟国レベルで進展 <ul style="list-style-type: none"> 労働時間と勤務シフトの検討 屋外作業の回避、削減 リスクアセスメントにおいて熱波を考慮 	屋外及び屋内熱関連の危険に関する全国重点プログラム (NEP) 州レベルで進展

労働者の保護トピッカーオーストラリア

職場における家庭内暴力と ドメスティックバイオレンス



労働安全衛生法に基づく義務とリスクの管理方法

雇用者の義務:

- **労働者の健康と安全にリスクを及ぼさない作業環境を提供および維持する**
- 労働者が仕事を遂行するための福利厚生として、適切でアクセスしやすい施設を提供する
- 健康を損なうことなく安全に仕事を行うために必要な情報、指示、訓練を提供し、監督する

用語の明確化:

- 労働者とは、従業員、請負業者、下請け業者、外注労働者、見習い、研修生、職業体験生、作業を行うボランティアなど、会社のビジネスのためにあらゆる立場で作業を行う人を指す
- 職場とは、**在宅勤務の場合も含め**、会社のビジネスのために作業が行われる場所を意味する

The screenshot shows a document from 'safe work australia' titled 'Family and domestic violence at the workplace'. The document provides guidance for businesses on their duties under work health and safety (WHS) laws and how to manage the risks of family and domestic violence at the workplace. It includes a section on 'What is family and domestic violence?' with a list of behaviors such as physical, emotional, or psychological abuse, assault, sexual assault, stalking, threats, coercion, repeated derogatory taunts, intentional damage to property, economic abuse, and controlling or dominating another family member. It also includes a section on 'What do you need to do?' stating that businesses have a duty to eliminate risks to health and safety as far as is reasonably practicable.

労働者の保護トピックーインド

従業員の労働時間と女性労働者

タミールナドゥ州	テランガーナ州
2026年3月23日まで	2025年6月15日まで
<ul style="list-style-type: none">• 最長1日8時間、週48時間 (または残業を含めて最長1日10時間、週50時間)• 午後8時～午前6時の間に働く女性労働者に帰宅手段を提供	<ul style="list-style-type: none">• 最長1日8時間、週48時間• 午後8時半以降のシフト勤務をする女性労働者に移動手段を提供
<ul style="list-style-type: none">• 午後8時～午前6時の間に働く女性労働者から書面による同意書を取得すること• セクハラに対する内部委員会を設置	





製品

製品規制 – 欧州 & 米国 & APAC



	欧州	米国	APAC
有害物質規制	<ul style="list-style-type: none"> 「エセンシャルユース」基準発表 PFAS規制提案 	<ul style="list-style-type: none"> 連邦及び州レベルでのPFAS規制 温室効果ガス規制 	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質規制の改正（ベトナム） 温室効果ガス・オゾン層破壊物質規制（中国）
エコデザイン	エコデザイン規則	エコラベル、エネルギー基準（各州）	エネルギー保全命令（シンガポール）
拡大生産者責任	新バッテリー規則	プラスチック汚染法案	製品エコ責任規則（香港）

有害物質規制トピックー米国

パーフルオロアルキル物質および ポリフルオロアルキル物質 (PFAS)

有害物質排出目録 (TRI) 特別懸念化学物質リスト

- 少量排出免除の廃止

包括的環境対応・補償・責任法 (CERCLA/スーパーファンド法)

- PFASをCERCLAのもと有害物質指定することに関する情報を募集

2011年以降製造、輸入したPFASに関する報告と記録保持 (TSCA)

- 商業目的でPFASを製造、輸入する企業が対象
- PFASの使用、生産量、副産物、廃棄、暴露、および既存の環境 / 健康への影響の報告
- 成形品含有PFASに関する報告義務



エコデザイントピッカー欧州 EUエコデザイン規則 (ESPR)



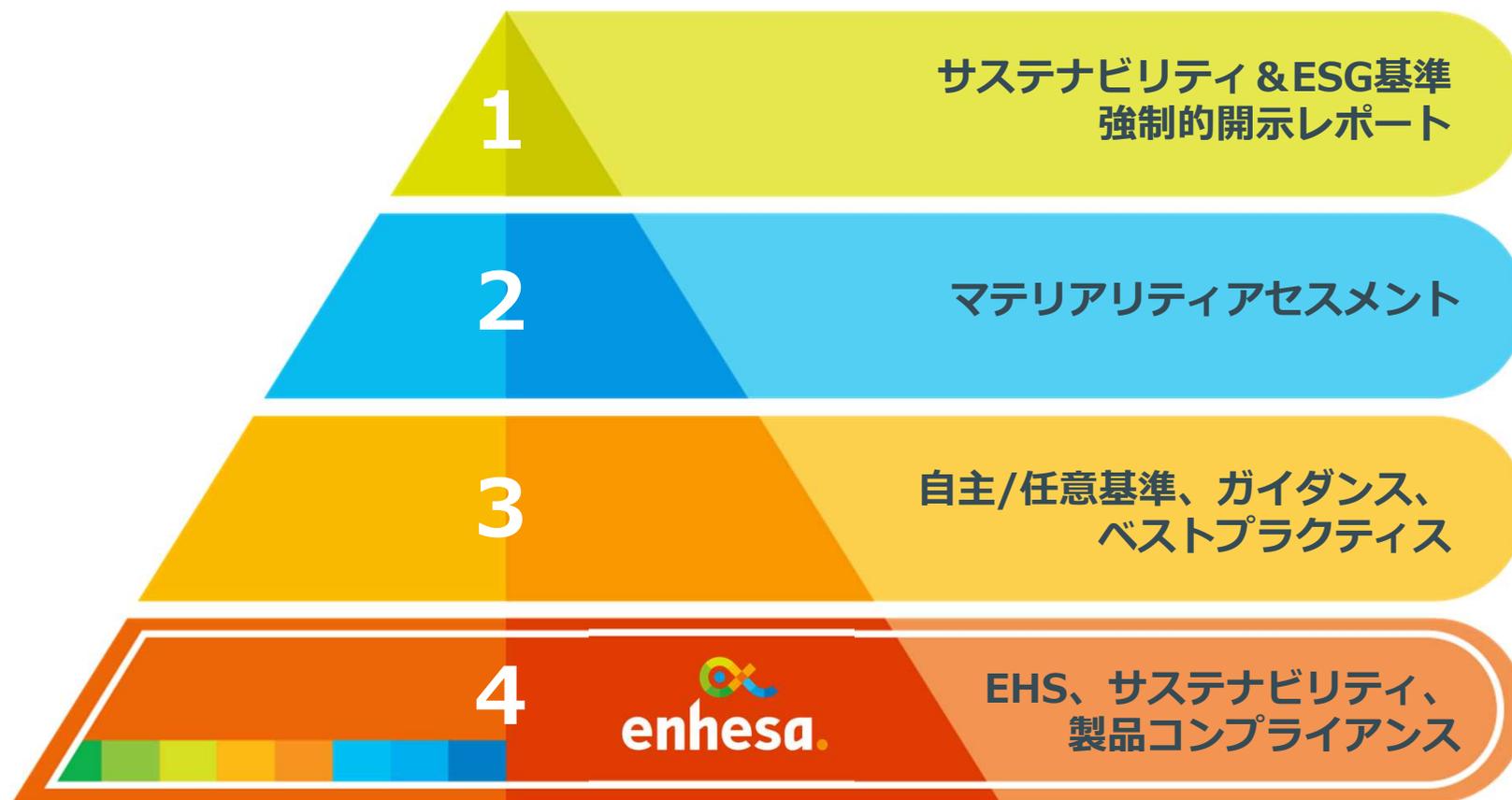
- 2024年7月18日発効
- 一部の例外を除き、あらゆる製品が対象
例外：食品、飼料、生きた植物、動物、微生物、医薬品など
- 製品の耐久性、再利用性、修理可能性、メンテナンスおよび改修の可能性、有害物質の存在、エネルギー使用と効率、水使用と効率、炭素および環境フットプリントを含む環境影響、予想される廃棄物の生成
- デジタル製品パスポート (DPP) の設定
- 委任法令等は2025年7月19日以降に制定

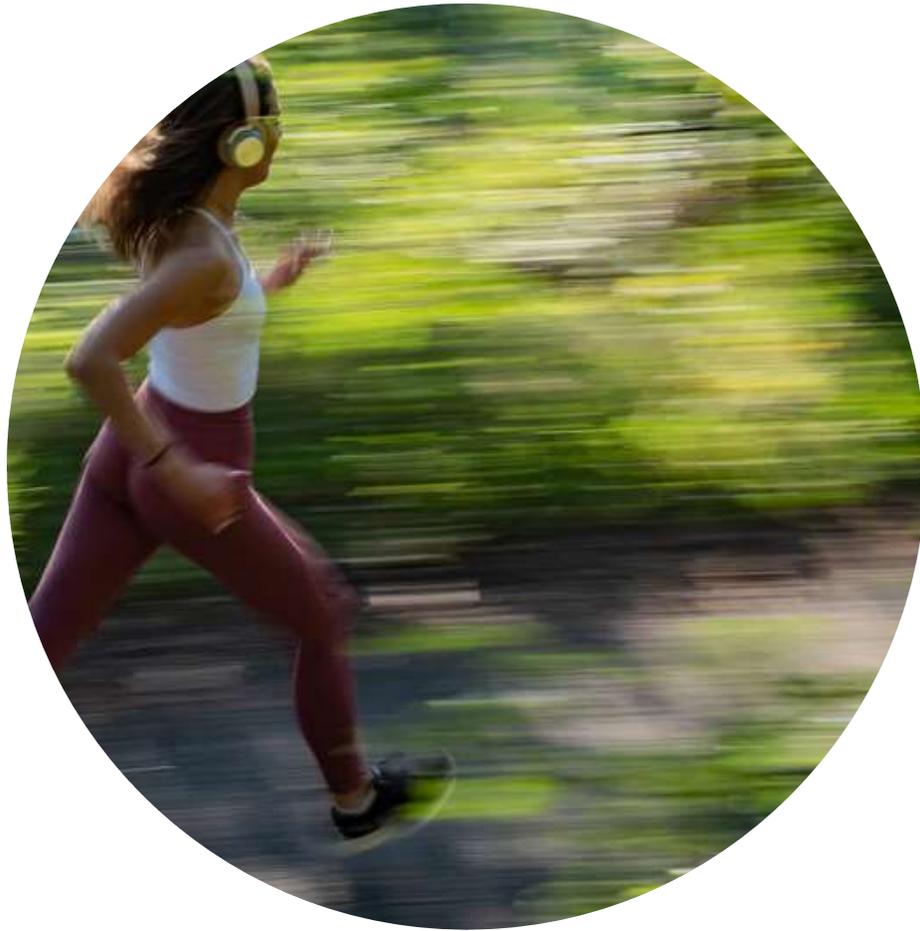


まとめ



法令順守は堅牢なサステナビリティプログラムの基盤





Key Enhesa Values

- **自信:** 世界中のどこでも遵守すべき事項が把握できる
- **検証可能:** 内部/外部報告用の明確で標準化された透明性の高いデータと指標
- **効率的:** Enhesaを活用して自社のリソースを最も集中すべき本質的活動に集中させる
- **改善:** 事業所レベルと企業レベルで組織的知識を構築し、法令未遵守のリスクを軽減し、パフォーマンスを向上させる
- **戦略的:** 急速に変化する規制環境におけるリスクを理解し、前もって準備し、積極的に取り組める



質疑応答

お問い合わせ先
japan@enhesa.com

 www.enhesa.com